

第 26 回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 令和元年(2019年)11月20日（水）午前10時00分から午前11時30分

場 所 熊本市国際交流会館 3階 国際会議室

出席者（委員）田中会長、原田委員、奥住委員、鄭委員、星野委員、吉川委員、川口委員、丸山委員、古賀委員、藤原委員、守屋委員
（事務局）吉澤総括審議員、中村都市整備景観課長、栗田副課長、村上主査、川上主任主事、中野技師、酒井都市デザイン室長、徳田主査、荒木主任技師、川野主任技師

- 【議題】 1.会長及び会長代理者選任
2.[諮問事項1](仮称)熊本新市街ホテル・店舗複合開発新築計画について（公開）
3.[諮問事項2]景観デザインに関する調整の仕組み（案）について（公開）
4.[報告事項]桜町地区再開発施設の照明計画について

【概要】

- 1.会長選任について、会長は熊本市景観審議会条例第4条に基づき、委員の互選により田中委員に、会長代理者は会長の指名により原田委員に決定した。
- 2.諮問事項1について事務局から総合設計制度同等について説明後、事業者より「(仮称熊本新市街ホテル・店舗複合開発新築計画について)」の前回計画からの変更点について説明、審議会委員より事業者への質問後、審議を行った。（審議の際、事業者は退出）

諮問事項1については、熊本市景観条例第11条に基づき、事業者より市長に対して(仮称)熊本新市街ホテル・店舗複合開発新築計画について技術的助言を求められたため、熊本市景観審議会にて審議を行った。

景観審議会として得た結論は次のとおり

（仮称）熊本新市街ホテル・店舗複合開発新築計画の変更については、高さの変更があったものの、市街地を形成するラインに収まる高さであり、公開空地を設けゆとりある歩行空間が確保されていることから、良好な景観形成に支障はないと認められる。

ただし、次の点については確認をお願いしたい。

- ・機械式駐車場の高さについて、ホテルの高さの変更に合わせて、同じ高さに変更する必要性があるのか確認いただきたい。

- 3.諮問事項2について事務局から景観デザインに関する調整の仕組み（案）及び熊本市景観審議会専門委員（案）について説明、審議会委員より事務局への質問後、審議を行った。

景観審議会として得た結論は次のとおり

諮問事項2についてはおおむね事務局案を認める。

ただし、次の点については考慮願いたい。

- ・対象エリアについては駅周辺や桜町だけでなく、幅広く設定すること。
- ・景観アドバイザーと専門委員会との構成及び関係については、必要に応じて柔軟な体制とすること。

4.報告事項については、事務局から今回の報告の経緯等について説明後、事業者により桜町地区再開発施設の照明計画について報告を行った。

審議会の意見は以下の通り。

- ・計画時より落ち着いていて良いと思う。
- ・企業や団体だけでなく、個人による申請を検討してもいいのではないか。
- ・モニタリングを行うなど、市民意見の取り入れを積極的に行うと良いと思う。
- ・周辺のエリアでの連携を検討してはどうか。

5.その他の意見は以下の通り

- ・特例承認の手続きのタイミングについては、景観審議会の意見を反映して計画の変更を行うことができるよう早目に提出いただき、その後事業者の都合による変更があまりないようにお願いしたい。
- ・景観計画の視点場の設定について、俯瞰だけでなくアイレベル、遠景や近景だけでなく中景も、さらにエリアでもまとまりを確認できるような、視点場の設定を今後検討していくべきではないか。
- ・特例承認については高さを越えることと公共貢献をセットで総合的に考慮すべきではないか。
- ・アーケード沿いの建物については、まちの重要な場所であるので、アーケードからの視点も重要視すべきではないか。